

着眼点（事務局案）

- ① 地域において福祉、医療や生活交通など基礎的な社会インフラを展開する上で、国の立法による規制が足かせとなっている状況も生まれてきていることから、自治立法権を拡充・強化し、地域の実情に即したルールづくりを可能とするための基本的枠組みについて、改めて検討する必要があるのではないか。
- ② 特に、国が地方の自主性・自立性を著しく制限する「従うべき基準」については、福祉、教育などにおける過度な国の規制を廃止することも含め、地域毎で異なる環境や事情の下にあってでも行政サービス提供が可能となるよう、横断的視点で見直しを断行していくべきでないか。その際、具体的にはどのような手法が考えられるか。
- ③ また、近年、国による政策誘導を企図して、補助金交付等の前提となる計画策定や補助金要綱の細かな要件設定など、国が実質的な義務付け・枠付けを設ける手法が増加傾向にある。そうした手法が地域の自主性・自立性を大きく損なわせるとともに、結果として地域で求められるサービスが提供できないケースも誘発している現状から、計画策定や補助金要綱等のあり方についても、見直しを図っていく必要があるのではないか。
- ④ 国や地方を取り巻く環境は、第1次・第2次分権改革の時代から大きく変容し、憲法改正に向けた議論喚起が国政レベルでなされている中、国、県、市町村の相互の連携手法として、公立ハローワーク等のパートナーシップがスタートしているが、新たなハイブリッド型行政サービスの展開が考えられるのではないか。
- ⑤ 少子高齢化や人口減少等によって生じる様々な課題に対して、国・地方が連携し、地域の実情を踏まえた効果的な施策を展開していくことが、今後より一層重要となってくるが、その制度的担保として、立法過程に地方はどのように関与していくべきか。またその実現にはどのような手法が考えられるのか。
- ⑥ また、そうした新たな地方のあるべき姿を見据えた上で、地方が果たすべき責務と役割を全うするためにも、財政自主権を確立すべく、どのような地方税財政制度を構築していくべきか。